

基本構想

第I部 総論

- 第1章 総合計画策定の意義
 - 第2章 燕市の概況
 - 第3章 人口と世帯
 - 第4章 燕市を取り巻く社会潮流
 - 第5章 燕市の特色と主要課題
- 第I部 総論 体系図

第II部 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念と将来像
 - 第2章 将来推計
 - 第3章 分野別の基本方針
 - 第4章 重点プロジェクト
 - 第5章 土地利用の方針
- 第II部 基本構想 体系図

第I部 総論

【第1章】 総合計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨

近年わが国では、かつて経験したことのない超高齢化と少子化、人口減少の局面を迎え、成長と拡大を前提としたこれまでのまちづくりの方向性を見直さなければならない時期に直面しています。また、現在、国において検討が進められている地方行財政制度の改革が不透明な状況にあることに加え、地方経済の見通しが厳しい状況において、地方自治体の自主財源の確保が困難になっています。その一方で、社会保障や介護、福祉などの行政需要は確実に増大しており、今後はさらにこのような義務的な経費の支出は増加することが予想されます。

こうした状況の中、地方分権時代にふさわしい地方自治体として、自主性・自立性をより一層高めるとともに、簡素で効率的な行政体制の確立を図るため、旧燕市、吉田町、分水町は究極の行財政改革とも言える市町村合併の道を選択し、平成18年3月20日に新「燕市」が誕生しました。

以上を踏まえ、今後は合併の効果を最大限に発揮し、本市の地域特性を活かした発展を実現するとともに、将来に向けて大きく飛躍する都市を目指して、中長期的な視点から新しいまちづくりの方向性を示した「燕市総合計画」を策定しました。

第2節 策定にあたっての基本姿勢

1. 市民意向の把握・反映と市民との協働の推進

市民や関係する団体などの意見が反映される計画づくりを推進するため、市議会、総合計画審議会、地域審議会の意向反映に十分努めるほか、市民意識調査や主な団体に対する聞き取り調査、パブリックコメント¹を実施しました。

特に、計画策定の当初の段階から、委員公募による「まちづくり住民会議(100人委員会)」を設置し、市民からの意見・提案をいただきながら計画づくりを進めました。また、これに市職員も参画することにより、施策や事業について実行可能性の側面からも十分に検討を行いました。

2. “地域経営”への対応

これからは、「行政運営」から「地域経営」へと転換する時代です。企業経営の感覚にならって、市民のニーズに的確かつ迅速に対応し、サービス水準を落とすことなく経費削減を図ることが求められます。本市では、基本構想に掲げた将来像を確実に実現し、かつ限られた財源や経営資源を効果的に活用することができるよう、計画の進捗管理において行政評価を取り入れ、施策や事業の選択と重点化を意思決定できる体制を整えていきます。

¹パブリックコメント:市の重要な施策等の意思決定の過程において、当該施策等の案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続きを言います。

3. 新市建設計画の方針の継承

合併の際、関係市町で合意した新市建設計画は、合併後の本市の将来像を示した重要な指針であり、これに基づく基本方針や主要な施策が定められています。このため、総合計画の策定にあたっては、原則として新市建設計画の趣旨を継承するとともに、その後の新たな住民ニーズや行政課題にも的確に対応することができる方策を検討しました。

第3節 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部により構成します。それぞれの内容と期間は、次のように定めます。

1. 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な考え方「基本理念」と、本市が実現を目指すまちづくりの姿「将来像」を示すとともに、将来像の実現に向けた政策の柱である「基本方針(政策大綱)」を明らかにします。

基本構想の計画期間は、平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成27年度(2015年度)を最終年度とする8年間とします。

なお、新市建設計画の計画期間は平成18年度から平成27年度までとなっており、同期間は合併特例債などの国・県の各種財政支援策が活用できるため、この期間を新市の基礎固めの期間として捉え、同計画との整合を図り、終期を同じ平成27年度に設定するものです。

2. 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、その基本方針(政策大綱)に基づき、推進すべき施策や主要事業を体系的に表します。

基本計画の計画期間は、社会環境の変化などに的確に対応するため、平成20年度から平成23年度までの4年間を前期、平成24年度から平成27年度までの4年間を後期とし、前期終了時に計画の見直しを行います。

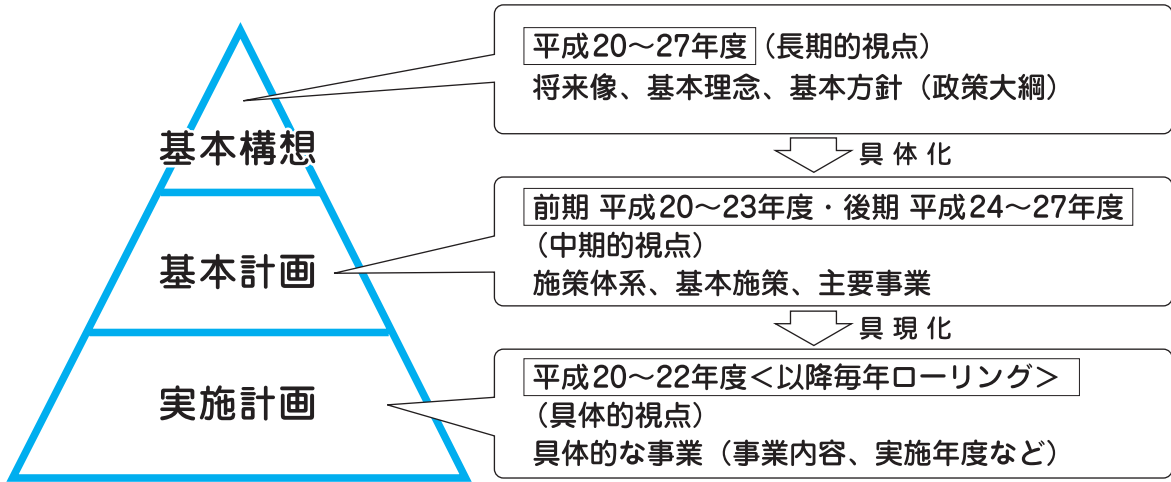
3. 実施計画

実施計画は、基本計画の施策に対する具体的な事業内容を示した事業計画としての役割を果たします。

実施計画は、おおむね3年間前後を見通した事業計画であり、社会環境の変化や財政状況に応じて、ローリング方式²により毎年度必要な調整を行います。

²ローリング方式:長期の計画などの実施過程で、計画と実績の間に食い違いが生じていないかを毎年チェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画を修正していく方式です。

【総合計画の構成】



【総合計画の期間】

年度	20	21	22	23	24	25	26	27
基本構想				基本構想				目
基本計画	前期基本計画			後期基本計画				標
実施計画	第1期実施計画		毎年ローリング					年
								度